平成２７年（フ）第７５号
宮崎県都城市祝吉１丁目23番地９
破産者　平後　榮八
１　決定年月日　平成28年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第１３８号
茨城県つくば市富士見台33番地177、前住所北海道札幌市中央区南８条西１丁目13番地28ハビタエイト508号
破産者　勝又　光司
１　決定年月日　平成28年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１７７号
茨城県石岡市東成井1695番地２
破産者　中島　重雄
１　決定年月日　平成28年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第３６７号
横浜市戸塚区東俣野町43番地１　ライオンズマンション戸塚第11―306号、破産手続開始決定時の住所神奈川県秦野市曽屋4294番地の７
破産者　末永　俊男
１　決定年月日　平成28年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２０５号
神奈川県小田原市南鴨宮３丁目47番９号　南鴨宮サニーハイツ102号
破産者　久保寺照子
１　決定年月日　平成28年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第９５３号
埼玉県蓮田市大字上平野598番地５
破産者　藤本　友己
１　決定年月日　平成28年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０１１号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地１―18―403
破産者　野武　　茂
１　決定年月日　平成28年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１６３０号
愛知県半田市乙川畑田町１丁目52番地
破産者　ウエスタンマウンティング協会こと木村民弥こと　平野　民弥
１　決定年月日　平成28年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８４０号
名古屋市千種区希望ケ丘４丁目１番２―404号　東希望荘
破産者　キムチと韓国惣菜韓花こと宋美穂こと　宋　美穂子
１　決定年月日　平成28年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３１３号
名古屋市熱田区桜田町15番８―402号　桜田団地
破産者　服部　公一
１　決定年月日　平成28年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０２号
兵庫県明石市王子２丁目10番14号、前住所神戸市西区押部谷町木幡２番地の353
破産者　廣田　善丈
１　決定年月日　平成28年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２９５号
福岡県福岡市東区香住ヶ丘２丁目20番４号、申立時の住所鹿児島県鹿児島市東谷山５丁目３番13号
破産者　石坂　幸孝
１　決定年月日　平成28年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１２５５号
北海道石狩郡当別町春日町91番地２
破産者　山崎　芳輝
１　決定年月日　平成28年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６１号
釧路市住之江町９番４号
破産者　ヘアーサロンローヤルこと　岩隈　清
１　決定年月日　平成28年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１９８号
釧路市豊川町４番３号　パークアベニューＴＯＹＯＫＡＷＡ101号
破産者　岩淵　浩栄
１　決定年月日　平成28年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第６６７号
仙台市若林区沖野７丁目41番20号　ラ・フェット沖野202
破産者　今　千恵子
１　決定年月日　平成28年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１６号
東京都町田市原町田２丁目７番17―808号、破産手続開始決定時の住所群馬県伊勢崎市境伊与久1936番地　ニューフォーブルＡ101
破産者　村岡　真伍
１　決定年月日　平成28年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係